

第5章 介護保険事業の運営

平均寿命の延伸により、本町では令和4(2022)年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、さらには令和7(2025)年に団塊の世代の全てが75歳以上となるため、今後は要介護認定者数が大きく増加することが見込まれています。

また、団塊ジュニア世代の全てが65歳以上となる令和22(2040)年に向け、現役世代の大幅な減少が予測されていることに伴い、介護に携わる人材の慢性的な不足が懸念されており、安定した介護サービスの提供に影響が生じることも考えられます。

そのため、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で、引き続き在宅生活を送れるよう在宅サービスの充実を図ります。また、ひとり暮らし等の理由で、在宅生活が困難となり、施設入所を必要とする人が自宅待機することのないよう、また、家族介護者が介護離職とならないよう、介護サービスの需要量と供給量を把握し、切れ目なく介護サービスが利用できるよう提供体制の充実・整備を行っていきます。

1 介護保険運営の安定化

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを公的に支える仕組みである、介護保険事業の運営の安定化を図ります。

(1) 情報提供体制の充実

概要

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくためには、必要なサービスを必要なタイミングで受けることが可能となるよう、きめ細やかな情報提供を行います。

課題

町ホームページや広報紙で高齢者やサービス事業者に向けた情報提供を行っていますが、しかしながら、高齢な人ほどスマートフォン等の操作に不安を感じる人は多く、また、使用する主な理由も連絡手段のみの人が多いことから、今後、情報化社会がますます進展する中で、高齢者が取り残されないよう、また、不自由を感じることはないよう、今後の情報提供や周知の方法について工夫が必要となります。

今後の方針

情報提供方法の現状における課題の把握に努め、デジタル機器に慣れ親しんでいける機会をつくり、情報化社会に対応した情報提供体制を進めていきます。
なお、一般介護予防事業等などの高齢者が集う場等での情報提供・周知にも努めていきます。

(2) 介護サービスの質の確保と向上

概要

事業者等が主体的に資質向上に向けた取組を行えるようサポートしていきます。

課題

今後、要介護認定者数が増加していく中、より一層、介護サービスの質の確保と向上に取り組む必要があります。

今後の方針

運営指導を法定回数に合わせ実施し、必要に応じて適切な指導を行います。なお、事業者の抱える課題についても丁寧に把握し、必要な支援を行うなど、事業者との顔の見える関係を築いていきます。

主な実施事業

介護サービス事業者等に対する運営指導の実施・連携強化、集団指導

(3) ケアプランの質の向上

概要

居宅介護支援事業所から提出されるケアプランについて、職員によるケアプラン内容の点検を実施。第三者が点検を行うことで利用者が必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適していないサービス提供を改善するものです。

課題

第8期計画期間においてもケアプラン点検を実施しましたが、事業所に出向いての訪問調査や指導が十分とは言えません。

そのため、点検方法について検討し、より効果的な点検となるよう努めていきます。

今後の方針

介護給付適正化事業におけるケアプラン点検、集団指導

(4) 介護人材の確保及び資質の向上

概要

今後更なる高齢化が見込まれる中、介護を担う人材の不足が慢性的な問題となっているため、介護人材の総合的な確保・定着・育成を図ります。

課 題

今後、ますます複雑化・多様化するニーズに対応するため、介護人材の育成・確保を図っていくことや、介護現場で働き続けることができる環境整備について支援していく必要があります。

また、ケアマネジャー（介護支援専門員）の不足はサービス利用に大きな影響を及ぼすことから、町内各事業所の状況把握等に努めます。

今後の方針

埼玉県が実施する介護人材確保総合推進事業、事業所向けの人材確保・定着支援の事業に協力し、介護職の魅力について発信していきます。

主な実施事業

埼玉県介護人材確保総合推進事業の紹介等

（5）新興感染症対策に係る体制の整備

概 要

医師会・医療機関・介護サービス事業者等との連携を図り、必要物資の確認や感染拡大防止策の周知啓発など、国・県・近隣の市町等とも連携を図りながら体制の整備や対策を行います。

今後の方針

「毛呂山町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、関係部局等との連携を図りながら体制の整備に努めます。

2 介護給付適正化と円滑な事業運営

介護保険制度を健全に運営し、信頼度を高めていくには、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、利用者が必要とするサービスを事業者が適切に提供するように促すことが重要です。

第8期計画期間中では、①「要介護認定の適正化」②「ケアプランの点検」③「住宅改修等の点検」④「医療情報との突合・縦覧点検」⑤「介護給付費通知の実施」の5事業を実施してきました。

第9期計画期間中においては、本計画5ページでも述べているとおり、国が示した「介護給付適正化計画」に関する指針をもとに、①「要介護認定の適正化」②「ケアプラン点検」③「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業に再編することで実施内容の充実を図ります。

事業の実績

	第8期における実績	
	実施方法	R5年度実績 (見込み)
①要介護認定の適正化	●職員による点検	100%
②ケアプランの点検	●居宅介護支援事業所からのケアプラン提出による点検等	172件
③住宅改修等の点検	●工事施工前に職員による申請書類等の点検及び現地確認の実施	98件
④縦覧点検・医療情報との突合	●国保連委託により実施	毎月確認
⑤介護給付費通知の実施	●介護サービス利用者に対し、介護保険の給付状況について、3か月毎に通知を送付	5,800件

出典：高齢者支援課

今後の計画

	実施方法	第9期見込量		
		R6年度	R7年度	R8年度
①要介護認定の適正化	●職員による点検	100%	100%	100%
②ケアプランの点検	●居宅介護支援事業所からのケアプラン提出による点検等	280件	300件	320件
③縦覧点検・医療情報との突合	●国保連委託により実施	毎月確認	毎月確認	毎月確認

※②については、「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」を含みます。

3 介護サービスの充実

平均寿命の延伸により、本町では、令和4（2022）年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、今後も増加する見通しとなっており、要介護認定者数も増加することが見込まれています。

介護が必要な状態となった高齢者やその家族等が、介護のために離職することなく必要とするサービスを適切に利用できるよう、介護サービスの充実を図るとともに、サービスの質の向上に取り組みます。

（1）居宅サービス

① 訪問介護

概 要

訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護認定を受けた高齢者の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除、洗濯、買い物等の生活援助を行うサービスです。

今後の方針

利用実績が増加傾向にあるため、第9期計画期間においても、利用増を見込みます。引き続き、適切なサービス提供が可能となるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

概 要

要支援又は要介護認定を受けた高齢者の自宅を入浴車で訪問し、入浴サービスを提供するものです。

今後の方針

利用実績が増加傾向にあるため、第9期計画期間においても、引き続き適切なサービス提供が可能となるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

概 要

通院が困難な要支援又は要介護認定を受けた高齢者に対して、かかりつけ医の指示により、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が自宅を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行うサービスです。

今後の方針

利用実績が増加傾向にあるため、第9期計画期間においても、引き続き適切なサービス提供が可能となるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

概要

通院が困難な要支援又は要介護認定を受けた高齢者に対して、かかりつけ医の指示により、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が自宅を訪問して、心身の機能の維持・回復、理学療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

今後の方針

介護給付サービスの利用実績は横ばいで推移していますが、地域包括ケアシステムの推進に伴い、在宅生活を送る高齢者の増加が予測されることから、第9期計画期間においては、引き続き適切なサービス提供が可能となるよう、第8期計画期間における実績と同程度のサービス利用を見込んでいます。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

概要

通院が困難な要支援又は要介護認定を受けた高齢者に対して、かかりつけ医の指示により、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が自宅を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行うサービスです。

今後の方針

訪問看護、訪問介護、医師の往診（訪問診療）などとの兼ね合いがあるため、サービス提供事業者との調整を図りながら、在宅医療介護連携を推進する観点からも重要なサービスであるため、第8期計画期間より利用が増えることを見込んでいます。

⑥ 通所介護

概要

要介護認定を受けた高齢者に対して、デイサービスセンターにおいて入浴、食事の提供など、日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

今後の方針

利用実績が増加傾向にあるため、第9期計画期間においても、利用増を見込みます。引き続き、適切なサービス提供が可能となるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

概要

要支援又は要介護認定を受けた高齢者に対して、介護老人保健施設・医療機関等がかかりつけ医の指示により、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

今後の方針

利用実績が増加傾向にあるため、第9期計画期間においても、利用増を見込みます。引き続き、適切なサービス提供が可能となるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

概 要

要支援又は要介護認定を受けた高齢者が介護老人福祉施設等に短期間入所（ショートステイ）して、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績の伸びを踏まえ、介護給付は利用増、予防給付は同程度での利用を見込みます。

在宅介護を推進するうえで、家族介護者による在宅介護負担を軽減する効果も大きいことから、必要なサービス量の確保を図ります。また、緊急時に利用するケースも多いことから、早急にサービス利用ができる体制整備を検討していきます。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

概 要

要支援又は要介護認定を受けた高齢者が介護老人保健施設や病院、介護医療院等に短期間入所（医療型ショートステイ）して、医学的管理の下で医療、看護、介護及び機能訓練を受けるサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績の伸びを踏まえ、介護給付は利用増、予防給付は同程度での利用を見込みます。在宅介護を推進するうえで、家族介護者による在宅介護負担を軽減する効果も大きいことから、必要なサービス量の確保を図ります。また、緊急時に利用するケースも多いことから、早急にサービス利用ができる体制整備を検討していきます。

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

概 要

心身の機能が低下し、在宅で日常生活を営むことに支障がある要支援又は要介護認定を受けた高齢者に対して、日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練等の用具を貸与するサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績の伸びを踏まえ、第9期計画期間中では利用増で見込みます。高齢者の自立した生活を支援し、在宅生活を可能な限り継続するためにも重要なサービスであるため、全国の平均貸与価格を利用者に説明するよう事業者に周知し、軽度者への貸与については、理由書を確認する等、適切な給付を行っていきます。

⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

概要

在宅で日常生活を営む要支援又は要介護認定を受けた高齢者が、入浴又は排せつに使用する福祉用具を購入したときに、購入費を給付するサービスです。

今後の方針

高齢者の自立した生活を支援し、在宅生活を可能な限り継続するためにも重要なサービスであるため、給付にあたっては、調査票等により利用者の状況の確認を行い、適切な給付を行っていきます。

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

概要

在宅で日常生活を営む要支援又は要介護認定を受けた高齢者に対して、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する費用のうち 20 万円を限度として給付するサービスです。

今後の方針

利用者が可能な限り住み慣れた自宅で生活ができるよう、第8期計画期間中の利用実績を踏まえた提供量を確保します。

給付にあたっては、複数業者からの見積徴収を促し、事前確認による改修箇所の確認により、改修の必要性等を考慮したうえで、適切な給付を行って行きます。

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

概要

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居している要支援又は要介護認定を受けた高齢者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績を踏まえた提供量を確保します。今後もサービスのニーズ把握を的確に行うとともに、高齢者の住まいの多様化に対応するため、サービスの周知を行います。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

概 要

要支援又は要介護認定を受けた高齢者の依頼を受けて介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成するとともに、在宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等の連絡調整を行うサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績の伸びを踏まえ、第9期計画期間中では利用増で見込みます。今後もサービス提供事業所との連携強化を図るとともに、集団指導や研修会の実施により、資質向上に努めます。また、支援困難事例の相談や情報交換を密に行い、更なる協力体制の構築に努めていきます。

介護サービス利用者の増加に伴い、ケアマネジャーの不足が懸念されることから、サービス利用に支障が生じないように、居宅介護支援事業所の状況把握に努め、必要な支援の実施に努めていきます。

◇介護サービス見込量

		第8期実績値			第9期見込量			中長期
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
①訪問介護	給付費 (千円)	111,901	131,498	149,372	164,025	166,605	172,094	183,907
	回数 (回/月)	3,292.1	3,937.5	4,541.6	4,938.6	5,016.4	5,184.2	5,524.6
	人数 (人/月)	155.0	172.2	174.0	176.0	178.0	181.0	194.0
②訪問入浴介護	給付費 (千円)	16,887	17,858	19,503	21,186	22,311	23,083	25,670
	回数 (回/月)	112.9	119.8	135.0	139.2	146.4	151.5	168.5
	人数 (人/月)	21.3	23.7	24.0	24.0	25.0	26.0	29.0
③訪問看護	給付費 (千円)	59,918	69,537	87,244	102,986	106,263	109,701	122,427
	回数 (回/月)	990.7	1,200.5	1,494.6	1,740.3	1,791.2	1,849.1	2,062.4
	人数 (人/月)	116.3	132.1	167.0	193.0	200.0	206.0	230.0
④訪問リハビリ テーション	給付費 (千円)	8,511	7,336	5,794	6,896	7,853	8,429	8,769
	回数 (回/月)	242.8	212.3	169.2	199.0	225.9	242.7	252.7
	人数 (人/月)	21.2	22.5	18.0	20.0	23.0	25.0	26.0
⑤居宅療養 管理指導	給付費 (千円)	38,504	41,210	43,604	44,404	47,015	47,751	53,355
	人数 (人/月)	219.8	238.0	245.0	246.0	260.0	264.0	295.0
⑥通所介護	給付費 (千円)	268,541	294,546	345,544	373,519	406,223	420,641	470,600
	回数 (回/月)	3100.0	3394.3	3885.2	4186.4	4,516.0	4,684.4	5,238.5
	人数 (人/月)	292.9	330.3	372.0	395.0	425.0	441.0	493.0

		第8期実績値			第9期見込量			中長期
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
⑦通所リハビリ テーション	給付費 (千円)	61,122	73,311	68,696	75,585	77,454	80,978	88,049
	回数 (回/月)	739.1	856.3	832.1	903.3	920.8	958.1	1,044.4
	人数 (人/月)	97.6	118.7	122.0	133.0	138.0	145.0	158.0
⑧短期入所 生活介護	給付費 (千円)	22,682	22,200	28,051	33,984	34,595	34,779	38,380
	回数 (回/月)	224.2	220.8	275.2	330.5	337.4	339.2	374.2
	人数 (人/月)	24.9	21.7	37.0	43.0	44.0	45.0	49.0
⑨短期入所 療養介護 (老健)	給付費 (千円)	17,094	18,539	20,842	21,779	23,231	24,573	28,901
	回数 (回/月)	115.3	124.6	138.7	145.0	155.5	165.4	193.4
	人数 (人/月)	12.4	12.7	15.0	19.0	20.0	21.0	23.0
⑨短期入所 療養介護 (病院等)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑨短期入所 療養介護 (介護医療院)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑩福祉用具貸与	給付費 (千円)	64,561	73,530	87,114	93,651	97,787	103,573	115,332
	人数 (人/月)	400.2	433.9	487.0	524.0	547.0	579.0	645.0
⑪特定福祉用具 購入費	給付費 (千円)	3,317	3,150	4,748	6,170	6,802	7,592	8,296
	人数 (人/月)	10.8	10.3	13.0	17.0	19.0	21.0	23.0
⑫住宅改修費	給付費 (千円)	4,783	5,558	7,565	10,040	12,556	14,426	16,973
	人数 (人/月)	5.3	5.0	9.0	10.0	12.0	14.0	16.0
⑬特定施設入居者 生活介護	給付費 (千円)	168,105	179,322	200,481	251,114	259,889	273,880	311,181
	人数 (人/月)	72.1	77.3	84.0	105.0	109.0	115.0	128.0
⑭居宅介護支援	給付費 (千円)	113,209	126,273	141,068	150,934	157,469	164,358	183,481
	人数 (人/月)	610.7	668.1	724.0	764.0	796.0	831.0	928.0
給付費合計(千円)		959,136	1,063,868	1,209,626	1,356,273	1,426,053	1,485,858	1,655,321

■令和5年度は実績見込み

■給付費については各項目毎に100円単位で四捨五入しているため、合計値と完全一致しません。

■回数および人数については小数点第2位を四捨五入しています

◇介護予防サービス見込量

		第8期実績値			第9期見込量			中長期
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
②介護予防 訪問入浴介護	給付費 (千円)	44	0	0	0	0	0	0
	回数 (回/月)	0.4	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0.2	0	0	0	0	0	0
③介護予防 訪問看護	給付費 (千円)	11,732	13,728	14,223	15,705	16,178	16,622	18,495
	回数 (回/月)	229.4	287.0	288.2	314.4	323.2	331.8	369.4
	人数 (人/月)	33.8	41.4	44.0	50.0	52.0	54.0	60.0
④介護予防訪問リハビリ テーション	給付費 (千円)	2,317	1,938	1,959	2,218	2,525	2,725	2,725
	回数 (回/月)	67.4	57.1	59.6	66.5	76.0	81.7	81.7
	人数 (人/月)	8.8	8.0	8.0	9.0	10.0	11.0	11.0
⑤介護予防 居宅療養管理指導	給付費 (千円)	3,342	3,636	3,920	4,141	4,312	4,478	4,644
	人数 (人/月)	21.3	24.3	24.0	25.0	26.0	27.0	28.0
⑦介護予防 通所リハビリ テーション	給付費 (千円)	14,646	16,737	17,349	17,622	18,665	19,687	21,758
	人数 (人/月)	38.0	42.9	43.0	44.0	46.0	48.0	53.0
⑧介護予防 短期入所生活介護	給付費 (千円)	194	0	170	156	156	156	235
	回数 (回/月)	4.0	0	2.0	2.2	2.2	2.2	3.3
	人数 (人/月)	0.2	0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0
⑨介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑨介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑨介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑩介護予防 福祉用具貸与	給付費 (千円)	7,589	9,171	8,915	9,421	10,070	10,584	11,806
	人数 (人/月)	117.8	137.0	139.0	147.0	157.0	165.0	184.0
⑪特定介護予防 福祉用具購入費	給付費 (千円)	793	764	890	890	890	890	1,156
	人数 (人/月)	3.1	2.8	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0
⑫介護予防 住宅改修	給付費 (千円)	3,949	2,452	3,058	4,124	5,593	6,920	6,920
	人数 (人/月)	3.7	2.8	3.0	3.0	4.0	5.0	5.0

		第8期実績値			第9期見込量			中長期
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
⑬介護予防 特定施設入居者 生活介護	給付費 (千円)	9,422	10,355	8,153	8,772	10,366	12,262	15,862
	人数 (人/月)	11.1	11.5	9.0	9.0	12.0	14.0	17.0
⑭介護予防支援	給付費 (千円)	9,133	10,299	10,617	11,560	12,086	12,540	13,788
	人数 (人/月)	162.7	176.8	190.0	204.0	213.0	221.0	243.0
給付費合計(千円)		63,160	69,078	69,256	74,609	80,841	86,864	97,389

■令和5年度は実績見込み

■給付費については各項目毎に100円単位で四捨五入しているため、合計値と完全一致しません。

■回数および人数については小数点第2位を四捨五入しています。

(2) 地域密着型サービス ※下線の項目は令和6(2024)年3月時点で本町が実施しているサービスです。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

概要

日中・夜間(24時間)を通じて訪問介護と訪問看護が一体的に、又は密接に連携しながら、要介護認定を受けた高齢者に対し、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。医療と介護が連携し、在宅生活の支援を行うものです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績を踏まえた提供量を確保します。
サービスのニーズ把握に努め、必要に応じ事業者の参入促進等について検討していきます。

② 夜間対応型訪問介護

概要

要介護認定を受けた高齢者に対して、夜間帯に訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問します。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。

今後の方針

第9期計画期間内では利用量を見込んでおりませんが、今後も利用ニーズの把握に努めていきます。

③ 地域密着型通所介護

概要

要介護認定を受けた高齢者に対して、定員18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供など、日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績を踏まえた提供量を確保します。
サービスのニーズ把握に努め、必要に応じ事業者の参入促進等について検討していきます。

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護**概要**

認知症の診断があり、要支援・要介護の認定を受けた高齢者に対して、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練等を行うサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績を踏まえた提供量を確保します。介護度が中重度の人でも住み慣れた地域で生活をするには効果的なサービスであることから、サービスのニーズ把握及び必要なサービス量の確保に努め、必要に応じて事業者の参入促進等について検討していきます。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護**概要**

要支援・要介護の認定を受けた高齢者の心身の状況や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練等を柔軟に行うサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績を踏まえた提供量を確保します。介護度が中重度の人でも住み慣れた地域で生活をするには効果的なサービスであることから、サービスのニーズ把握及び必要なサービス量の確保に努め、必要に応じて事業者の参入促進等について検討していきます。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護**概要**

認知症の診断があり、要支援2及び要介護認定を受けた高齢者がグループホームにおいて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護スタッフとともに共同生活を行い、食事、入浴、排せつ等の日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績を踏まえた提供量を確保します。
事業者の運営状況やサービス提供体制の確認を行うとともに、サービスのニーズの把握に努め、必要なサービス量の確保に努めます。
高齢化の進展に伴い、利用ニーズが高まることが予測されるため、定期的に入所待機者の状況確認を行い、施設整備の必要性を検討したうえで事業者の参入促進等について検討していきます。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

概要

要介護認定を受けた高齢者に対して、定員 29 人以下の介護付有料老人ホーム等で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

今後の方針

第9期計画期間中においてもサービス利用は見込んでおらず、施設整備は予定していません。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

概要

原則として要介護3以上の認定を受けた高齢者に対して、定員 29 人以下の介護老人福祉施設において、日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行うサービスです。

今後の方針

第9期計画期間中においてもサービス利用は見込んでおらず、施設整備は予定していません。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

概要

要介護認定を受けた高齢者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせサービスを提供するものです。医療ニーズの高い比較的重度の人を対象としたサービスです。

今後の方針

第9期計画期間中では利用量を見込んでおりませんが、今後も利用ニーズの把握に努めていきます。

◇介護サービス見込量

		第8期実績値			第9期見込量			中長期
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	17,344	20,797	15,120	17,245	19,129	21,496	23,863
	人数(人/月)	12.8	13.5	9.0	11.0	12.0	13.0	14.0
②夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	給付費(千円)	39,741	36,930	37,699	39,075	40,006	42,308	49,228
	回数(回/月)	355.1	320.6	321.8	338.2	345.9	363.3	412.7
	人数(人/月)	39.0	32.8	28.0	27.0	28.0	29.0	32.0
④認知症対応型通所介護	給付費(千円)	32,824	29,746	25,028	27,997	28,033	28,033	31,025
	回数(回/月)	222.8	202.6	176.6	195.7	195.7	195.7	217.8
	人数(人/月)	20.4	21.1	19.0	19.0	19.0	19.0	21.0

		第8期実績値			第9期見込量			中長期
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
⑤小規模多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	54,793	46,539	45,582	47,253	49,494	52,460	57,634
	人数 (人/月)	20.3	18.8	19.0	21.0	22.0	23.0	25.0
⑥認知症対応型共同 生活介護	給付費 (千円)	151,877	155,215	161,736	167,563	168,843	169,525	170,080
	人数 (人/月)	56.3	50.2	51.0	53.0	53.0	53.0	53.0
⑦地域密着型 特定施設入居者 生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑧地域密着型 介護老人福祉施設入所 者生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
給付費合計(千円)		296,580	289,226	285,165	299,133	305,505	313,822	331,830

■令和5年度は実績見込み

■給付費については各項目毎に100円単位で四捨五入しているため、合計値と完全一致しません。

■回数および人数については小数点第2位を四捨五入しています。

◇介護予防サービス見込量

		第8期実績値			第9期見込量			中長期
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
④介護予防 認知症対応型 通所介護	給付費 (千円)	0	294	587	940	941	941	941
	回数 (回/月)	0	2.5	5.0	7.9	7.9	7.9	7.9
	人数 (人/月)	0	0.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤介護予防 小規模多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	658	1,031	0	1,031	2,065	2,065	3,097
	人数 (人/月)	1.2	1.3	0	1.0	2.0	2.0	3.0
⑥介護予防 認知症対応型 共同生活介護	給付費 (千円)	2,813	2,837	2,917	2,958	2,962	2,962	2,962
	人数 (人/月)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
給付費合計(千円)		3,471	4,162	3,503	4,929	5,968	5,968	7,000

■令和5年度は実績見込み

■給付費については各項目毎に100円単位で四捨五入しているため、合計値と完全一致しません。

■回数および人数については小数点第2位を四捨五入しています。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

概要

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な原則として要介護3以上の認定を受けた高齢者に対して、介護老人福祉施設において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援、健康管理、療養上の支援及び機能訓練等の支援を行うサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績の伸びを踏まえ、第9期計画期間中では利用増で見込みます。引き続きサービスのニーズ把握に努め、必要なサービス量の確保に努めます。

② 介護老人保健施設

概要

要介護認定を受けた高齢者が入院後、症状が安定して入院治療の必要がなくなった際に、自宅での生活に戻ることができるようにするため、介護老人保健施設において医学的管理下で介護、機能訓練、医療等、日常生活の支援を行うサービスです。

今後の方針

第8期計画期間中の利用実績の伸びを踏まえ、第9期計画期間中は同程度の利用を見込みます。引き続きサービスのニーズ把握に努め、必要なサービス量の確保に努めます。

③ 介護療養型医療施設

概要

療養病棟等を有する病院又は診療所であって、入院する要介護認定を受けた高齢者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行います。

今後の方針

介護療養型医療施設は令和5年度末までのサービスであり、介護医療院等に移行となります。

④ 介護医療院

概要

要介護認定を受けた高齢者に対して、施設において「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供するものであり、介護保険法上の介護保険施設と医療法上の医療提供施設としての位置付けを有します。

今後の方針

介護療養型医療施設からの転換を含め、第9期計画期間中において、必要なサービス量の確保に努めます。

◇施設サービス見込量

		第8期実績値			第9期見込量			中長期
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
①介護老人福祉施設	給付費 (千円)	625,065	673,031	744,427	810,152	817,210	823,242	991,541
	人数 (人/月)	203.8	211.5	235.0	255.0	257.0	259.0	308.0
②介護老人保健施設	給付費 (千円)	247,993	239,856	221,882	225,935	236,314	243,602	286,563
	人数 (人/月)	73.1	68.8	63.0	64.0	66.0	68.0	80.0
③介護療養型 医療施設	給付費 (千円)	47,840	20,789	12,452	※介護療養型医療施設は令和5年度末までのサービスで、介護医療院等に移行となります。			
	人数 (人/月)	12.2	5.3	3.0				
④介護医療院	給付費 (千円)	37,073	54,717	59,140	76,915	83,647	87,903	105,716
	人数 (人/月)	9.2	12.8	13.0	17.0	19.0	20.0	23.0
給付費合計(千円)		957,971	988,393	1,037,901	1,113,002	1,137,171	1,154,747	1,383,820

■令和5年度は実績見込み

■給付費については100円単位、回数および人数については小数点第2位を四捨五入しています。

(4) 地域支援事業

① 介護予防・生活支援総合事業

要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いて要支援者に相当する状態と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

◇介護予防・日常生活支援サービス事業（訪問型サービス／通所型サービス）
の見込額（単位：円）

	第8期実績値			第9期見込量			中長期
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
訪問介護相当サービス	10,942,184	11,611,069	10,824,304	11,045,400	11,597,670	12,177,554	11,800,049
訪問型サービスB	26,100	78,300	100,800	172,800	181,440	190,512	184,606
訪問型サービスC	0	162,000	216,000	324,000	340,200	357,210	346,136
通所介護相当サービス	34,898,417	41,946,534	42,286,443	43,229,160	45,390,618	47,660,149	46,182,684
介護予防 ケアマネジメント	2,122,966	1,827,705	1,434,959	1,845,360	1,937,628	2,034,509	1,971,439
合計	47,989,667	55,625,608	54,862,506	56,616,720	59,447,556	62,419,934	60,484,914

■令和5年度は実績見込み

② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談支援事業」、「高齢者虐待防止・権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」で構成され、地域包括支援センターが中心となり、一体的に実施しています。

また、任意事業として、要介護者の家族を支援するための「家族介護支援事業」や「成年後見制度利用支援事業」、「認知症サポーター等養成事業」のように、市町村の状況など応じた独自事業を実施しています。

③ 包括的支援事業（社会保障充実分）

「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議の充実」の4つの事業で構成され、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるための地域づくりを推進するための事業を展開していきます。

◇地域支援事業費の見込額（単位：円）

	第9期見込量			中長期
	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度
①介護予防・日常生活支援総合事業	58,928,510	61,874,936	64,968,683	62,954,650
介護予防・日常生活支援サービス	56,616,720	59,447,556	62,419,934	60,484,914
訪問介護相当サービス	11,045,400	11,597,670	12,177,554	11,800,049
訪問型サービスB	172,800	181,440	190,512	184,606
訪問型サービスC	324,000	340,200	357,210	346,136
通所介護相当サービス	43,229,160	45,390,618	47,660,149	46,182,684
介護予防ケアマネジメント	1,845,360	1,937,628	2,034,509	1,971,439
一般介護予防事業	2,311,790	2,427,380	2,548,749	2,469,736
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	363,180	381,339	400,406	387,993
地域介護予防活動支援事業	770,410	808,931	849,377	823,046
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	774,200	812,910	853,556	827,095
上記以外の介護予防・日常生活総合事業（※1）	404,000	424,200	445,410	431,602
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	27,586,000	30,896,320	34,603,878	33,531,158
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	25,536,000	28,600,320	32,032,358	31,039,355
任意事業（※2）	2,050,000	2,296,000	2,571,520	2,491,803
③包括的支援事業（社会保障充実分）	10,226,000	10,304,736	10,384,099	10,170,094
在宅医療・介護連携推進事業	3,277,000	3,303,216	3,329,641	3,226,422
生活支援体制整備事業	5,372,000	5,414,976	5,458,295	5,289,087
認知症初期集中支援推進事業	444,000	447,552	451,132	437,146
認知症地域支援・ケア向上事業	749,000	754,992	761,031	737,439
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	384,000	384,000	384,000	480,000
合計	96,740,510	103,075,992	109,956,660	106,655,902

（※1）審査支払手数料、高額介護予防サービス費相当事業の合算額

（※2）介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、認知症サポーター等養成事業、重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業、地域自立生活支援事業の合算額

(5) 市町村特別給付

概要

通常の「介護給付」、「予防給付」サービスのほかに要介護状態の軽減や重度化の防止、要介護状態になることを予防するため、介護給付・介護予防給付といった介護保険法で定められた給付以外で、市町村が条例で定めることにより、給付が可能となるサービスです。

今後の方針

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者の在宅生活ができる限り可能としていくため、必要性和地域のニーズが極めて高いとされる場合には、市町村特別給付による対応が妥当か判断し、導入の検討を行います。

主な実施事業

紙おむつ等支給事業の実施、配食事業等の検討・実施等

4 介護保険事業の見込量と保険料

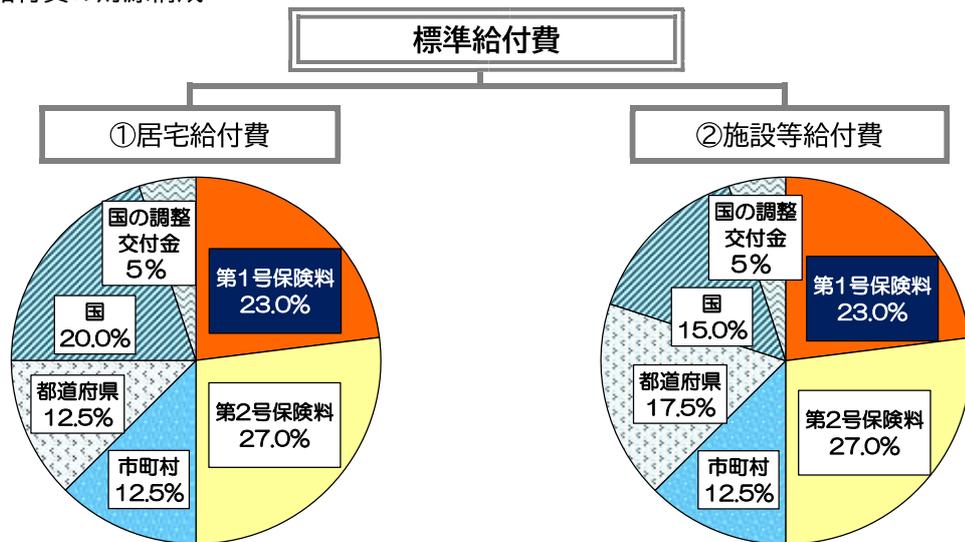
(1) 第1号被保険者の保険料の算出

◇介護保険財政の仕組み

事業費用の大半を占める給付費の財源構成は、40歳以上の被保険者から徴収する保険料が半分、国・県・市町村の公費が半分となっています。第9期においては、第1号被保険者（65歳以上）の標準的な負担割合は23%です。

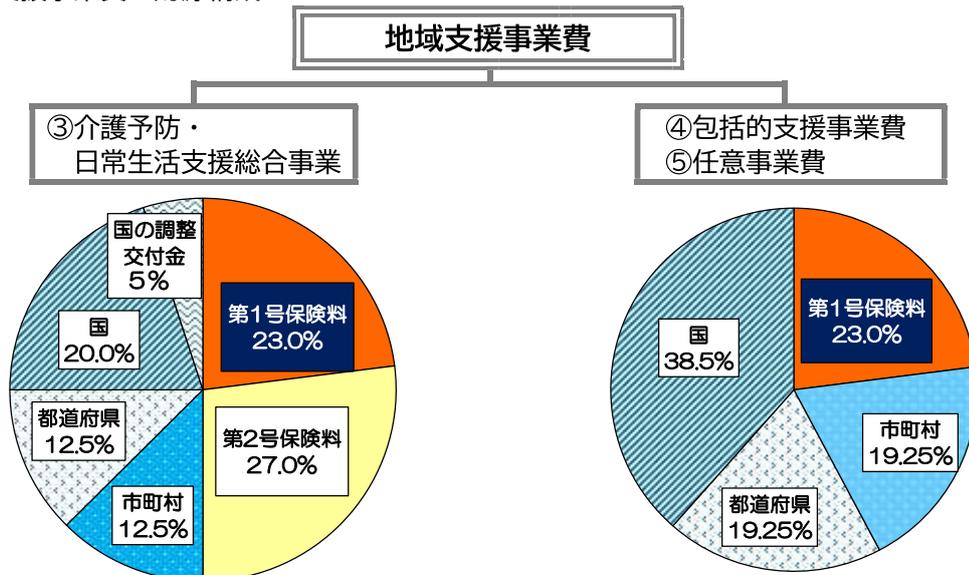
また、地域支援事業費のうち、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されます。

■標準給付費の財源構成



※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設に係る給付費。
 ※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

■地域支援事業費の財源構成



①居宅給付費、②施設等給付費、③介護予防・日常生活支援総合事業の国負担分のうち、5%は市町村間の財政力格差の調整や災害等の特別な事情による調整交付金として交付されるもので、市町村によって交付率（交付額）は異なります。

◇第1号被保険者の介護保険料の算定

保険給付費等の財源は108ページに記載した財源構成のとおり定められており、第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護保険事業に要する費用に応じて決定されます。具体的には、第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までの3年間に必要となる標準給付見込額（A）と地域支援事業費見込額（B）を合計し、第1号被保険者負担割合の23%を乗じて、第1号被保険者負担分相当額（C）を求めます。そこに、調整交付金相当額（D）、財政安定化基金拠出金（F）及び市町村特別給付費見込額（G）を加算し、調整交付金見込額（E）及び保険者機能強化推進交付金等（H）を差し引き、保険料収納必要額（I）を求めます。この保険料収納必要額を予定保険料収納率（J）及び所得段階別加入割合補正後被保険者数（K）で除したものが、保険料基準額（年額）（L）となり、12月で除した保険料基準額（月額）（M）は5,743円となります。

なお、保険料基準額（月額）については、保険料上昇の抑制を図るため、介護給付費準備基金のうち、1億4,100万円を取り崩し第1号被保険者負担分の減額を図ることで、最終的な保険料基準額（月額）（Q）を5,400円としました。

第1号被保険者の介護保険料の算定にあたり、被保険者の所得等に応じた所得段階は、第8期計画においては12段階としていましたが、第9期計画においては、国の基準に合わせ、13段階に設定しました。

●標準給付費見込額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費（※1）	2,847,946,000円	2,955,538,000円	3,047,259,000円	8,850,743,000円
特定入所者介護サービス費	58,363,000円	61,359,923円	63,260,715円	182,983,638円
高額介護（予防）サービス費	61,049,000円	64,393,292円	66,385,904円	191,828,196円
高額医療合算介護（予防）サービス費	9,138,000円	9,412,000円	9,694,000円	28,244,000円
審査支払手数料	1,900,000円	1,957,000円	2,015,720円	5,872,720円

標準給付費見込額	2,978,396,000円	3,092,660,215円	3,188,615,339円	9,259,671,554円
----------	----------------	----------------	----------------	----------------

（※1）総給付費は居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービスの合計

●保険料の算定①（単位：円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額（影響額反映後） (A)	2,978,396,000	3,092,660,215	3,188,615,339	9,259,671,554
地域支援事業費見込額 (B)	96,740,510	103,075,992	109,956,660	309,773,162
第1号被保険者負担分相当額 (C) 【(A+B) × 第1号被保険者負担割合 23%】	707,281,397	735,019,328	758,671,560	2,200,972,285
調整交付金相当額 (D) 【(A+介護予防・日常生活総合支援事業費) × 5%】	151,866,226	157,726,758	162,679,201	472,272,184
調整交付金見込額（交付見込み） (E)	75,326,000	93,690,000	120,057,000	289,073,000
財政安定化基金拠出金 (F)	0	0	0	0
市町村特別給付費見込額 (G)	4,056,000	4,056,000	4,056,000	12,168,000
保険者機能強化推進交付金等 (H)（交付見込み）				35,934,000
保険料収納必要額 (I) 【C+D-E+F+G-H】				2,360,405,469
予定保険料収納率 (J)				98.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K)（第1号被保険者数）				34,949人
保険料基準額（年額） (L) 【I ÷ J ÷ K】	68,917円			
保険料基準額（月額） (M) 【M ÷ 12】	5,743円			

※小数点第1位を四捨五入。ただし、(E)については千円未満を四捨五入

●保険料の算定②【基金取崩し後】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付費準備基金取崩額 (N)				141,000,000円
保険料収納必要額② (O)【I-N】				2,219,405,469円
保険料基準額(年額)②【最終】 (P)【O÷J÷K】	64,800円			
保険料基準額(月額)②【最終】 (Q)【P÷12】	5,400円			

※端数処理の関係で計算が一致しないことがあります。

(A) 標準給付費見込額

介護保険料の算出の基礎となる標準給付費は、令和6年度から令和8年度までの3年間に必要とされる介護(予防)サービス費(総給付費)、特定入所者介護(予防)サービス費、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、審査支払手数料の総額です。

(B) 地域支援事業費

地域支援事業費は、被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、介護保険法に基づく地域支援事業を実施するための費用で、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に要する費用の総額です。

(D) (E) 調整交付金

第1号被保険者のうち、75歳以上である者の割合(後期高齢者加入割合)等と全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために国から交付されるもので、標準給付費見込額と地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に要する額の5%を基準としていますが、市町村の後期高齢者の比率と所得水準の状況によっては5%とならないことがあります。

(N) 介護給付費準備基金取崩額

介護給付費準備基金については、第9期保険料の負担を抑えるため活用します。なお、基金については、介護給付費の急激な上昇といった不測の事態に対応することも目的としています。

◎保険料増額の主な要因

- ・後期高齢者数の増加に伴う要介護、要支援認定者数の増加によるサービス利用者数の増加
- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護(介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等)などの基盤整備の充実に伴う入所者数の増加

(2) 第1号被保険者の介護保険料

◇所得段階別第1号被保険者の介護保険料の設定※1

所得段階		対象者		保険料基準額に対する割合	保険料年額※5
基準額より軽減される方	第1段階	本人が町民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者又は前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額×0.455 (0.285)※2	29,400円 (18,400円)
	第2段階		世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.685 (0.485)※3	44,300円 (31,400円)
	第3段階		世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が120万円超の方	基準額×0.690 (0.685)※4	44,700円 (44,300円)
	第4段階		世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	58,300円
第5段階【基準額】		世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超の方	基準額×1.00	64,800円	
基準額より増額される方	第6段階	本人が町民税課税	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	77,700円
	第7段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	84,200円
	第8段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	97,200円
	第9段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	110,100円
	第10段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	123,100円
	第11段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	136,000円
	第12段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	149,000円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	155,500円		

※1 保険料基準額（年額）は、「月額基準額（5,400円）×12か月」により算出しています。

※2 公費で負担する軽減制度により、第1段階の保険料率は「0.455→0.285」に軽減となります。

※3 公費で負担する軽減制度により、第2段階の保険料率は「0.685→0.485」に軽減となります。

※4 公費で負担する軽減制度により、第3段階の保険料率は「0.690→0.685」に軽減となります。

※5 保険料基準額（年額）×保険料基準額に対する割合は100円未満切り捨てにより算出しています。